

是正請求事案（是正請求制度に関する是正請求（総務課）事案）答申の公表について

多治見市是正請求手続条例（平成21年条例第42号）第37条及び多治見市是正請求手続条例施行規則（平成22年規則第28号）第22条の規定により、次のとおり是正請求審査会の答申を公表するものとする。

平成29年 9 月 1 日

多治見市長 古川 雅典

1 諮問事案

是正請求制度に関する是正請求（総務課）事案

2 答申日

平成29年 8 月 28日

3 審査会の結論

本件是正請求を棄却すべきものとする。

4 是正請求の趣旨及び理由

平成 27 年 12 月 8 日の総務常任委員会で、是正請求の審理期間に関する質疑の中で、「平均 3 カ月程度で審理が終了している」旨を行政は答弁している。

しかし、平成 25・26 年度の是正請求事案の決定までの期間は平均 6.6 カ月である。行政の答弁は事実と反していると思われ、対応策をとってほしい。

条例では標準審理期間を 3 月と規定しているが、それを大きく超えているのが現実である。このことを議員や市民に知ってもらうことが必要であるため、行政は、議会で釈明、訂正すべきである。

5 審査会の判断

本審査会は、以下のように判断した。

（1）委員会での発言の訂正について

是正請求人は議会の場での発言の訂正が必要であるとしている。そこで、もしこの訂正を行おうとするときは、多治見市においては、議会議

議規則第64条により、会期中に限り訂正することができるとされている。また、委員会での発言の訂正は、議会会議規則第123条において、委員長の許可を得て訂正することができるとされている。委員会は、その会期で審議する議案について委員会へ付託することにより開催されるものであり、委員会での発言の訂正についても、議会での発言の訂正と同様に、会期中又は委員会開催中に限り訂正することができるとされている。しかし、本事案の発言の訂正は、既に議会が閉会しているため、上記の規則上、委員会での発言の訂正はもはやできないものとなっている。

(2) 誤った発言に対する釈明

前述したように、既に委員会での発言の訂正はできないものとなっているが、委員会での発言が誤っていた旨について、行為庁は、議会事務局と相談し、質問を行った議員に対して訂正の説明を行うという方法によって委員会における回答の誤りについてただしている。正式の訂正が制度上できないときに、運用上の方法として訂正を行うことは、もちろん許容されるものであり、どのような方法でこれを行うかは、行為庁の判断に委ねられており、今回とられた方法が、この点で必ずしも不当なものであったとまではいえない。したがって、是正請求人が求める誤った発言に対する釈明は終わっていると考える。

6 審査会の附帯意見

(1) 審査請求期間経過後に是正請求を行うことの正当な理由について

是正請求人が指摘する総務常任委員会の開催日は平成27年12月8日、本会議の開催日は同月22日である。是正請求に係る行為等があったことを知ったのは、情報公開により資料を入手した平成28年11月18日である。是正請求を求めた日は平成29年1月18日であり、知った日から3月以内である。したがって、この点については是正請求期間に関する要件を満たしている。しかし、行為等の日から1年以上経過しているため、この点においては、形式的には是正請求期間に関する要件を満たしていない。しかし、是正請求書に是正請求期間徒過に関する「正当な理由」の記載がないというだけで請求を却下すべきではないと考える。本事案については、市民に議会の議事録が公表・広報されているものではないという事情があることから、請求期間の1年を超えてもやむを得ない「正当な理由」があると判断し、審査の対象とした。

是正請求は、住民訴訟制度と同様利害関係人や行為の名宛人ではない市民が提起できるものであるという、この制度が持つ特殊性からみても、請求期間の徒過については、個別具体的な状況をみて判断する

ことを期待されていると考える。

(2) 会期後の発言の訂正方法について

発言の訂正方法については、「審査会の判断」で述べたように、議会の裁量に委ねられた問題ではあるが、市民に十分周知するという立場に立って、規則の見直しを含めて今後の検討を期待する。